

G. 相続人の不存在

被相続人さまに相続人が存在しない場合の手続です。

被相続人さまの（※）利害関係人から被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に相続財産清算人選任の申立を行うことができます。（民法第952条）

※利害関係人 = 相続債権者、相続債務者、事務管理者、特別縁故者など

①	相続財産清算人選任の審判書謄本 家庭裁判所で相続財産清算人が選任され、家庭裁判所から発行された審判書の謄本
②	相続財産清算人の印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 家庭裁判所発行の証明書でも可です。
③	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
④	相続手続依頼書 相続財産清算人のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑤	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約する場合に必要です。 相続財産清算人のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。